

平成15年(ワ)第764号 賃金支払等請求事件

原告 米山範子 外1名

被告 西日本電信電話株式会社

証 拠 説 明 書

頭記事件につき、原告は、下記のとおり、証拠説明をする。

平成16年6月30日

(次回期日 平成16年7月16日)

原告ら訴訟代理人

弁 護 士 大多和 暁

弁 護 士 家 本 誠

弁 護 士 望 月 正 人

原告ら訴訟復代理人

弁 護 士 伊 藤 修 一

静岡地方裁判所

民事第2部2C係 御中

記

証拠番号	証拠の標目	作成者	立証趣旨
	労働者災害補償	浜松労働基準監督	原告米山範子が、浜松労働

甲第1号証の 1	保険、療養・休業補償給付等支給決定通知書	署長	基準監督署長により、けい肩腕障害として、労災認定を受けたこと。その始期が平成6年2月24日とされたこと。
甲第1号証の 2	診断書	医療法人社団静岡 健生会浜松佐藤町 診療所、医師間間 元	原告米山範子が、被告の電話交換業務により、けい肩腕障害を発症したこと。
甲第2号証の 1	労働者災害補償 保険、療養・休業補償給付等支給決定通知書	浜松労働基準監督 署長	原告澤根逸子が、浜松労働基準監督署により、けい肩腕障害として、労災認定を受けたこと。その始期が平成8年7月23日とされたこと。
甲第2号証の 2	診断書	医療法人社団静岡 健生会浜松佐藤町 診療所、医師間間 元	原告澤根逸子が、被告の電話交換業務により、けい肩腕障害を発症したこと。
甲第3号証	社員就業規則 (社長達第3号)	被 告	被告の社員就業規則第50条に「社員が業務上負傷し、又は疾病にかかったときは、医師の証明に基づき療養に必要な期間公傷休暇が与えられ

			る。」と規定されていること。
甲第4号証	社員等業務災害 付加補償規則 (社長達63号)	被 告	<p>第1条の(実施運用)1に「当該傷病が業務上か否かの認定は所轄の労働基準監督署長によりこれになされる」と規定されていること。</p> <p>被告の社員等業務災害付加補償規則22条に、定期昇給に係る公傷休暇の扱いにつき、「その期間中通常の状態に勤務していたものとみなす。」と規定されていること。</p> <p>同規則23条に、特別手当および寒冷地手当にかかる公傷休暇の扱いにつき、「その期間中通常の状態に勤務していたものとみなす。」と規定されていること。</p>
甲第5号証の 1	原告米山範子の 定昇減額に伴う 給与差額計算調 書	被告	<p>被告が、原告米山範子に関し、その治療等のための休業・早退を私傷病扱いとし、労災認定後も公傷扱いとせず、定期昇給や特別手当に関して毎年度減額を繰り返してきた</p>

			こと。
甲第5号証の 2	原告澤根逸子の 定昇減額に伴う 給与差額計算調 書	被告	被告が、原告澤根逸子に関し、その治療等のための休業・早退を私傷病扱いとし、労災認定後も公傷扱いとせず、定期昇給や特別手当に関して毎年度減額を繰り返してきたこと。
甲第6号証の 1	新聞記事「頸肩 腕障害は労災」	中日新聞社	原告米山範子が、被告の電話交換業務におけるコンピューターを使ったVDT業務により、けい肩腕障害を発症したとして、初めて労災認定を受け、その障害が業務災害であることが認定されたこと。
甲第6号証の 2	新聞記事「全国 初の労災認定」	毎日新聞社	原告米山範子が、被告の電話交換業務におけるコンピューターを使った案内業務により、けい肩腕障害を発症したとして、浜松労働基準監督署から労災認定を受けたこと。 被告は、これを労災ではないと主張していたこと。

甲第7号証の 1	新聞記事「番号 案内係の労災認 定」	読売新聞社	原告澤根逸子が、VDT業 務で発症した障害が浜松労働 基準監督署で労災認定された こと。
甲第7号証の 2	新聞記事「労災 を認定」	毎日新聞社	原告澤根逸子が、電話番号 案内サービスの業務でけい肩 腕障害になったのは、被告の 過酷な業務に起因するもので あることを浜松労働基準監督 署が認めたこと。
甲第8号証の 1	公傷休暇願	小宮百合子	小宮百合子は、被告三重支 店設備に所属する従業員だっ たものであるが、平成16年 1月16日、本書の形式をも って、被告に対し、公傷休暇 願の申請をした。同書には裏 面の記載事項がなく、このよ うな書式が通用していたこ と。
甲第8号証の 2	公傷休暇願	原告澤根逸子	原告澤根逸子が、平成11 年12月16日にも、被告に 対し、公傷休暇願を提出した

			<p>こと。この休暇願の書式は、原告澤根が被告に対し、公傷休暇願を提出したい旨申し出た際、被告から使用するよう指示された書式を用いて提出したものであるが、この休暇願の裏面には休暇の種別として「公傷休暇」が列挙されていない。被告には、当初から、所定の形式に則った公傷休暇願の届け出が用意されていなかったことを立証する。</p>
<p>甲第9号証の 1</p>	<p>手紙</p>	<p>大谷佳子</p>	<p>この手紙は、被告の従業員で、原告らと同様にけい肩腕障害を発症した大谷佳子から原告澤根逸子宛に送られてきた2000年3月1日付の手紙である。原告らと同様にけい肩腕障害を発症した被告従業員の中には、特別措置として、時間内通院の優遇措置を受けた者も存在すること。</p>
<p>甲第9号証の</p>	<p>通院願兼通院許可書の書式</p>	<p>被告</p>	<p>前記大谷佳子が、特別措置として時間内通院の許可を得</p>

2			る際に提出した書式。
甲第10号証 の1	文献「社会保険 ・労働保険事務 取扱全書」	日本実業出版社	休業補償給付を受けるため には、労働することができな いため賃金を受けられないこ と、すなわち無給であること が要件であること。
甲第10号証 の2	文献「労災保険 の給付手続便 覧」	財団法人労働法令 協会	同 上
甲第11号証 の1	「労災認定され た鈴木さんと米 山さんの病気休 暇について」と 題する文書	通信労組浜松分会 ・鈴木紘二	原告らが、被告に対し、本 件に関し、その交渉経過の中 で、公傷休暇とするよう要求 してきたこと。
甲第11号証 の2	第78回東海地 域交渉記録書	通信労組交渉部長 ・向井正美	通信労組が、被告に対し、 原告らけい肩腕障害認定者に 関し、公傷休暇とするよう要 求してきたこと。
甲第11号証	中央交渉記録	通信労組本部書記 局	同 上

の3			
甲第11号証 の4	鈴木健康管理医 との会話録取書	原告澤根逸子	本書は、原告澤根逸子が、平成11年6月8日、被告の健康管理医である鈴木医師との間で、原告らのけい肩腕障害が業務上の障害であるか否かに関して交わした会話の内容をこのころ原告澤根本人がまとめたものである。被告管理医も原告らのけい肩腕障害を業務上の障害であると認めていたこと。
甲第11号証 の5	要請書（1999年11月5日付）	静岡県争議団共闘 会議外	静岡県争議団共闘会議、西部地区労働組合連合、静岡県西部争議団連絡会が被告に対し、原告らのけい肩腕障害に関し、公傷休暇扱いとして、昇級減額措置を直ちに回復するよう要求してきたこと。
甲第11号証 の6	2・16争議支 援総行動・要請 書	静岡県争議団共闘 会議外	同 上

<p>甲第11号証 の7</p>	<p>「賃金差別に対する会社説明」と題する文書</p>	<p>鈴木美和子・原告 米山範子</p>	<p>原告らおよび鈴木美和子が、被告との間で公傷休暇の認定、賃金差別の是正等に関し交渉をしてきたこと。</p> <p>被告が、その説明内容として「2人が休業保証申請をしてあれば問題はなかった」と回答していたこと。</p>
<p>甲第11号証 の8</p>	<p>要請書（2000年10月13日付）</p>	<p>静岡県争議団共闘 会議外</p>	<p>静岡県争議団共闘会議、西部地区労働組合連合、静岡県西部争議団連絡会が被告に対し、原告らのけい肩腕障害に関し、公傷休暇扱いとして、昇級減額措置を直ちに回復するよう要求してきたこと。</p>
<p>甲第11号証 の9</p>	<p>質問書</p>	<p>鈴木美和子、原告 米山範子、原告澤 根逸子</p>	<p>原告らが、平成12年11月7日、被告に対し、同人らのけい肩腕障害が労基署で労災認定されたにも拘わらず、何故、被告がこれらを私傷病扱いとするのか問い質したこと。</p>
	<p>「浜松頸肩腕労</p>	<p>通信労組西日本地</p>	<p>通信労組が、被告に対し、</p>

<p>甲第11号証 の10</p>	<p>災認定問題について」に関する 要求書</p>	<p>方本部執行委員長 ・平岡謙二</p>	<p>原告らのけい肩腕障害を私傷病扱いとし、公傷扱いにしない理由を明らかにするよう要求し、原告らの賃金減額措置を是正するよう要求したこと。</p>
<p>甲第12号証 の1</p>	<p>あっせん打切の 通知書</p>	<p>静岡紛争調整委員会</p>	<p>原告澤根逸子が 静岡紛争調整委員会に、被告との間の本件賃金減額措置の是正に関するあっせんの申請をしたが、被告がこれに応じないため、あっせんが打切りになったこと。</p>
<p>甲第12号証 の2</p>	<p>あっせん打切の 通知書</p>	<p>静岡紛争調整委員会</p>	<p>原告米山範子が 静岡紛争調整委員会に、被告との間の本件賃金減額措置の是正に関するあっせんを申請したが、被告がこれに応じないためあっせんが打切りになったこと。</p>